

質問

60代の父親が肺腺がんの診断を受けました。医師からは、転移もあって手術はできないと聞いています。先月から外来通院で抗がん剤治療(カルボプラチン、アリムタ、アバスタチン)を開始しましたが、医療費が高額で驚きました。治療効果がある限り治療を続けるとの説明も受けましたが、あまり金銭的な余裕がないため治療を続けていけるか不安です。何か良い方法はないでしょうか。



答え

最近では、外来通院で抗がん剤治療を受けることが一般的になっています。抗がん剤の中には高価なものもあり、高額な医療費負担がいつまで続くかわからず、不安に思われているように感じます。



福田 直也

徳島大学病院がん診療連携センター医療ソーシャルワーカー

治療費高額 継続に不安

医療費の自己負担額が高額となった際に利用可能な制度として、公的な医療保険制度の一つである高額療養費制度があります。この制度を利用すると、1カ月当たりに支払った医療費の自己負担金が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合に、払い戻しを受けることができます。

既に支払った医療費は、1カ月ごとの領収書を用意して払い戻しの申請をすれば、約3カ月後に自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。申請の窓口は医療保険の保険者(保険証に記載)です。医療保険の保険者は、ご自身の保険証に記載されていますのでご確認ください。なお、払い戻しの申請は2年前の医療費支払いまでさかのぼって行うことが可能です。



イラスト・大塚 吉雄

の利用をお勧めします。この認定証は、1カ月当たりの窓口での医療費支払いを自己負担限度額までにとどめるものです。以前は入院時に利用可能な制度でしたが、今年4月からは外来通院でも利用可能となりました。申請の窓口は払い戻しを受ける場合と同様、医療保険の保険者となります。ご利用の際は、あらかじめ利用方法を受診医療機関へご確認ください。

この認定証は、診療月から過去1年間に高額療養費制度の支給を3回以上受けられた世帯のことで、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられます。ご自身の自己負担限度額については、保険者にご確認ください。このような医療保険制度を利用することで、治療継続に対する不安を軽減できる場合があります。高額療養費制度以外にも、社会福祉制度など、患者の状況によって利用可能なものもあります。受診している医療機関の相談窓口か医療ソーシャルワーカーにも相談窓口があります。また、徳島がん対策センターにも相談窓口があり、ホームページにも役立つ情報を掲載していますので活用ください。

限度額超えれば払い戻し

質問募集 がんに関する悩みに「徳島がん対策センター」がお答えします。質問内容を詳しく書き、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記し、〒770-8572 徳島新聞社文化部「がん相談」係へ。紙上に住所、氏名、電話番号は掲載しません。同センターへ電088(033)94388でも平日午前8時半～午後5時に受け付けています。